

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 2021年7月26日

【四半期会計期間】 第40期第2四半期（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）

【会社名】 株式会社ブロンコビリー

【英訳名】 BRONCO BILLY Co., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 竹市 克弘

【本店の所在の場所】 愛知県名古屋市名東区平和が丘一丁目75番地
（同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。）

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 愛知県名古屋市中村区椿町1-5

【電話番号】 052 - 856 - 4129（代）

【事務連絡者氏名】 取締役総合企画部長 兼 コーポレート本部 経理部長 古田 光浩

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）
株式会社名古屋証券取引所
（愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第39期 第2四半期累計期間	第40期 第2四半期累計期間	第39期
会計期間	自2020年1月1日 至2020年6月30日	自2021年1月1日 至2021年6月30日	自2020年1月1日 至2020年12月31日
売上高 (千円)	7,723,723	7,068,554	17,272,890
経常利益又は経常損失 () (千円)	449,021	591,314	250,724
四半期純利益又は四半期(当期) 純損失 () (千円)	866,318	408,714	588,143
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	2,210,667	2,210,667	2,210,667
発行済株式総数 (株)	15,079,000	15,079,000	15,079,000
純資産額 (千円)	16,940,353	17,494,321	17,226,076
総資産額 (千円)	24,501,260	25,915,773	24,495,195
1株当たり四半期純利益又は1株 当たり四半期(当期)純損失 (円) ()	57.46	27.11	39.01
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	-	27.04	-
1株当たり配当額 (円)	-	6.00	10.00
自己資本比率 (%)	68.9	67.2	70.1
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	559,610	1,046,096	57,912
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	105,245	1,402,663	351,051
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	4,810,865	672,892	4,758,174
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (千円)	10,267,267	10,786,792	1,047,467

回次	第39期 第2四半期会計期間	第40期 第2四半期会計期間
会計期間	自2020年4月1日 至2020年6月30日	自2021年4月1日 至2021年6月30日
1株当たり四半期純利益又は1株 当たり四半期純損失 (円) ()	72.71	14.28

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 第39期第2四半期累計期間及び第39期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間及び本四半期報告書提出日（2021年7月26日）現在において、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において判断したものであります。

（1）経営成績の状況

当第2四半期累計期間（自2021年1月1日至2021年6月30日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、同期間での二度緊急事態宣言発出に加えてその期間が延期となり、さらにまん延防止等重点措置が適用され、ワクチン接種は始まったものの依然として先行き不透明な状況が続いています。

外食産業におきましては、行政機関等の要請に基づき感染者数拡大防止のため、営業時間の短縮や多人数での会食の制限、アルコール提供の中止を実施し、政府による支援策があるものの、厳しい状況が続いております。

こうした状況下、引き続き感染対策を講じながら、当社が目指すべきコンセプトを美味しい食事を提供する場所を意味する「ご馳走レストラン」からお客様に「ご馳走」を提供する人たちが集まるところとして「ご馳走カンパニー」を目指します。商品のおいしさだけでなく、食べることの喜びを追求するために店舗空間やサービスの品質向上に取り組んでまいりました。

新たな価値づくりのために店舗を限定した試験導入を実施しました。1月には人気のサラダバーに暖かい料理を召し上がっていただける「ほっとバー」を岩塚店（愛知県）で導入、3月には千葉県12店舗において通常のスープをプラス100円で変更できる具材たっぷりプチ贅沢スープを導入しました。ともにご好評をいただき、「ほっとバー」は三島南田町店（静岡県）にも導入し、「ステーキハウスの濃厚ハッシュドビーフ」等を提供しました。具沢山スープも7月より関東地区全店に拡大しております。

毎シーズンごとに改訂しているサラダバーは、定番メニューに「たっぷりたまごのマカロニサラダ」を追加、さらに6月からは旅行気分をお楽しみいただけるご当地フェア第3弾「信州ご当地フェア」を開催しております。

メインメニューにおきましては、黒毛和牛特有の旨味を味わえるよう研究を重ねた「炭焼き和牛ハンバーグ&ヒレステーキ」を3月より販売、ご好評いただき当初の予定よりも期間を延長して提供しております。

販促面では、2月には3か月間利用いただけるディナー20%OFFとジェラート&ドリンクバー券をセットにした「サンキュークーポン」を配布、また自社アプリ「ブロンコマイスタークラブ」の会員数増加を重ねながらタイムリーな情報発信を行い、利用頻度が高い会員様にはアプリ特別クーポンの発行等、再来店促進に取り組みました。店舗面では、海老名店（神奈川県）、東大阪岸田堂店（大阪府）の2店舗を開業し、契約満了に伴い1店舗を閉鎖しました。（2021年6月末日現在129店舗）。既存店強化として快適な空間づくりと料理の品質向上のための設備導入等、既存店11店舗の改装を行いました。

以上の結果、当第2四半期累計期間の売上高は70億68百万円（前年同期比8.5%減）、営業損失3億43百万円（前年同期営業損失4億87百万円）、経常利益5億91百万円（前年同期経常損失4億49百万円）、四半期純利益4億8百万円（前年同期四半期純損失8億66百万円）となりました。

(2) 財政状態の状況

(資産)

当第2四半期会計期間末の資産合計は259億15百万円(前事業年度末244億95百万円)となり14億20百万円増加いたしました。その主な要因は、新規出店及び土地の購入等により有形固定資産が10億39百万円増加したこと等によります。

(負債)

当第2四半期会計期間末の負債合計は84億21百万円(前事業年度末72億69百万円)となり11億52百万円増加いたしました。その主な要因は、借入金が増加及び未払金が増加し、未払法人税等が増加したこと等によります。

(純資産)

当第2四半期会計期間末の純資産合計は174億94百万円(前事業年度末172億26百万円)となり2億68百万円増加し、自己資本比率は67.2%(前事業年度末70.1%)となりました。その主な要因は、四半期純利益の計上と配当金の支払い等により利益剰余金が増加したこと等によります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)の残高は、107億86百万円(前事業年度末104億70百万円)となり、3億16百万円増加いたしました。

当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、得られた資金は10億46百万円(前年同期は5億59百万円の支出)となりました。これは主に、税引前四半期純利益を5億88百万円計上及び助成金の受取額が4億57百万円、法人税等の還付額が3億17百万円あったこと等によります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、使用した資金は14億2百万円(前年同期は1億5百万円の支出)となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出が12億83百万円及び無形固定資産の取得による支出が1億11百万円、差入保証金の差入による支出が18百万円あったこと等によります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、得られた資金は6億72百万円(前年同期比86.0%減)となりました。これは主に、長期借入れによる収入が10億円あった一方、配当金の支払額が1億50百万円及び長期借入金の返済による支出が99百万円あったこと等によります。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第2四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	22,520,000
計	22,520,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (2021年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2021年7月26日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	15,079,000	15,079,000	東京証券取引所 名古屋証券取引所 各市場第一部	単元株式数100株
計	15,079,000	15,079,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(第6回株式報酬型新株予約権(株式報酬型ストック・オプション))

決議年月日	2021年3月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役(社外取締役を除く)5
新株予約権の数(個)	646
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 6,460(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 2021年4月14日 至 2061年4月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,201(注)2 資本組入額 1,101(注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議によるものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

新株予約権証券の発行時(2021年4月13日)における内容を記載しております。

(注)1. 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、10株とする。

なお、新株予約権の割当日後に、当社が普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)の調整を行い、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

また、割当日後に当社が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

株式の発行価格は、新株予約権の払込金額2,200円と新株予約権の行使時の払込金額1円を合算しております。また、資本組入額は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役および執行役員のいずれの地位も喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、取締役および執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき、新株予約権者に交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額については、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
- (4) 新株予約権を行使とすることができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)2に準じて決定する。
- (6) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (7) 新株予約権の取得に関する事項
新株予約権者が権利行使する前に、上記(注)3の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権の行使ができなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社の株主総会(株主総会が不要な場合は当社の取締役会)において承認された場合は、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2021年4月1日～ 2021年6月30日	-	15,079,000	-	2,210,667	-	2,120,664

(5) 【大株主の状況】

2021年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ストロングウィル	愛知県名古屋市名東区平和が丘1丁目75番地	4,115,600	27.29
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	400,500	2.65
ブロンコピリー従業員持株会	愛知県名古屋市名東区平和が丘1丁目75番地	392,300	2.60
株式会社トーカン	愛知県名古屋市熱田区川並町4番8号	370,900	2.45
竹市克弘	愛知県名古屋市北区	325,800	2.16
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	280,000	1.85
竹市靖公	愛知県名古屋市北区	217,840	1.44
株式会社十六銀行	岐阜県岐阜市神田町8丁目26番地	200,000	1.32
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	200,000	1.32
竹市啓子	愛知県名古屋市北区	180,760	1.19
計	-	6,683,700	44.32

(注) 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(6)【議決権の状況】
【発行済株式】

2021年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 15,073,800	150,738	単元株式数100株
単元未満株式	普通株式 4,200	-	-
発行済株式総数	15,079,000	-	-
総株主の議決権	-	150,738	-

(注)「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式11株が含まれております。

【自己株式等】

2021年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ブロンコピリー	愛知県名古屋市名東区 平和が丘一丁目75番地	1,000	-	1,000	0.00
計		1,000	-	1,000	0.00

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は次のとおりであります。

役職の異動

新役職名	旧役職名	氏名	異動年月日
常務取締役 コーポレート本部長 兼 コーポレート本部人事部長	常務取締役 人事総務部長 兼 人事総務部人事部長	阪口 信貴	2021年6月1日
常務取締役 営業本部長 兼 西日本地区統括部長	常務取締役 営業本部長 兼 東海第1営業部長 兼 関西営業部長	出口 有二	2021年6月1日
取締役 総合企画部長 兼 コーポレート本部経理部長	取締役 経営企画部長	古田 光浩	2021年6月1日
取締役 商品本部長 兼 製造部長 兼 商品部長	取締役 商品部長	宮本 卓	2021年6月1日

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第2四半期累計期間（2021年1月1日から2021年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年12月31日)	当第2四半期会計期間 (2021年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	11,520,982	11,837,331
売掛金	483,480	401,903
商品及び製品	83,205	70,612
原材料及び貯蔵品	308,178	235,767
その他	559,277	723,893
流動資産合計	12,955,124	13,269,509
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	5,864,248	5,893,191
構築物(純額)	639,001	645,692
工具、器具及び備品(純額)	511,253	524,919
土地	1,683,862	2,724,457
その他(純額)	261,399	210,824
有形固定資産合計	8,959,765	9,999,086
無形固定資産		
投資その他の資産		
長期預金	1,000,000	1,000,000
差入保証金	1,022,918	1,026,046
その他	345,069	313,453
投資その他の資産合計	2,367,987	2,339,499
固定資産合計	11,540,070	12,646,264
資産合計	24,495,195	25,915,773
負債の部		
流動負債		
買掛金	405,476	436,419
短期借入金	66,936	-
1年内返済予定の長期借入金	-	5,199,992
リース債務	16,950	18,750
未払金	818,046	971,566
未払法人税等	53,585	205,721
契約負債	-	26,978
賞与引当金	41,753	42,865
販売促進引当金	63,904	72,893
その他	226,489	139,502
流動負債合計	1,693,143	7,114,689
固定負債		
長期借入金	5,000,000	700,012
リース債務	210,142	234,966
資産除去債務	352,728	358,678
その他	13,105	13,105
固定負債合計	5,575,975	1,306,762
負債合計	7,269,118	8,421,451

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年12月31日)	当第2四半期会計期間 (2021年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,210,667	2,210,667
資本剰余金	2,120,664	2,120,664
利益剰余金	12,813,459	13,070,702
自己株式	1,801	1,801
株主資本合計	17,142,989	17,400,232
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	16,840	19,914
評価・換算差額等合計	16,840	19,914
新株予約権	66,246	74,175
純資産合計	17,226,076	17,494,321
負債純資産合計	24,495,195	25,915,773

(2) 【四半期損益計算書】
【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年6月30日)	当第2四半期累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)
売上高	7,723,723	7,068,554
売上原価	2,175,511	2,128,851
売上総利益	5,548,211	4,939,703
販売費及び一般管理費	¹ 6,035,726	¹ 5,283,086
営業損失()	487,514	343,383
営業外収益		
受取利息	2,419	2,284
受取配当金	1,547	1,304
受取賃貸料	14,096	20,327
協賛金収入	30,000	21,900
助成金収入	-	900,771
その他	7,103	7,205
営業外収益合計	55,166	953,793
営業外費用		
支払利息	1,837	5,017
賃貸費用	12,695	12,042
その他	2,139	2,035
営業外費用合計	16,672	19,095
経常利益又は経常損失()	449,021	591,314
特別利益		
固定資産売却益	1,137	-
補助金収入	² 87,583	² 23,172
特別利益合計	88,721	23,172
特別損失		
固定資産除売却損	1,709	3,432
減損損失	311,283	-
投資有価証券評価損	12,809	-
店舗休止損失	³ 223,717	³ 22,431
特別損失合計	549,519	25,864
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失()	909,820	588,622
法人税、住民税及び事業税	31,999	148,858
法人税等調整額	75,501	31,050
法人税等合計	43,502	179,908
四半期純利益又は四半期純損失()	866,318	408,714

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年6月30日)	当第2四半期累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失 ()	909,820	588,622
減価償却費	411,621	373,440
減損損失	311,283	-
賞与引当金の増減額 (は減少)	1,237	1,111
販売促進引当金の増減額 (は減少)	309,463	8,989
受取利息及び受取配当金	3,966	3,589
支払利息	1,837	5,017
助成金収入	-	900,771
固定資産除売却損益 (は益)	571	3,432
投資有価証券評価損益 (は益)	12,809	-
売上債権の増減額 (は増加)	77,320	81,576
たな卸資産の増減額 (は増加)	141,807	85,003
長期前払費用の増減額 (は増加)	9,063	3,639
仕入債務の増減額 (は減少)	168,906	30,942
未払金の増減額 (は減少)	67,641	74,726
未払消費税等の増減額 (は減少)	132,719	12,507
その他	196,555	63,287
小計	202,592	301,360
利息及び配当金の受取額	3,966	3,589
利息の支払額	2,450	5,026
法人税等の支払額	358,618	29,211
法人税等の還付額	85	317,504
助成金の受取額	-	457,880
営業活動によるキャッシュ・フロー	559,610	1,046,096
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	12,026	24
有形固定資産の売却による収入	2,259	-
有形固定資産の取得による支出	66,761	1,283,869
有形固定資産の除却による支出	314	-
無形固定資産の取得による支出	54,311	111,441
資産除去債務の履行による支出	4,505	4,200
差入保証金の差入による支出	1,725	18,425
差入保証金の回収による収入	21,010	3,000
建設協力金の回収による収入	11,150	12,297
預り保証金の返還による支出	270	-
預り保証金の受入による収入	249	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	105,245	1,402,663
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	5,000,000	1,000,000
長期借入金の返済による支出	-	99,996
短期借入金の純増減額 (は減少)	-	66,936
リース債務の返済による支出	8,475	9,375
配当金の支払額	180,658	150,800
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,810,865	672,892
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	4,146,010	316,324
現金及び現金同等物の期首残高	6,121,257	10,470,467
現金及び現金同等物の四半期末残高	10,267,267	10,786,792

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日公表分。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる主な変更点は以下のとおりです。

(1) 純額による収益認識

クーポン又はポイント利用による売上について、従来は総額を収益として認識し、値引額を販売促進費として計上しておりましたが、純額で収益を認識することとしております。

(2) クーポン及びポイント

売上に時に配布したクーポン及び付与したポイントについては、従来は未利用分を販売促進引当金として計上しておりましたが、配布したクーポン及び付与したポイントは顧客に対する履行義務と認識し、契約負債を計上し、顧客がクーポン及びポイントを値引として使用したときに売上高に振り替えております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当第2四半期累計期間の売上高が779,746千円減少し、販売費及び一般管理費は775,329千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益がそれぞれ4,416千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は691千円減少しております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

前事業年度の有価証券報告書の(追加情報)に記載した新型コロナウイルス感染症の収束時期等を含む仮定について、重要な変更はありません。

(四半期損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年6月30日)	当第2四半期累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)
給与手当	935,511千円	1,018,677千円
雑給	1,337,300	1,241,838
賞与引当金繰入額	43,087	42,079
販売促進引当金繰入額	330,052	72,893

2 補助金収入

前第2四半期累計期間(自 2020年1月1日 至 2020年6月30日)及び当第2四半期累計期間(自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、雇用調整助成金等の特例措置の適用を受けたものであります。当該支給見込額を補助金収入として特別利益に計上しております。

3 店舗休止損失

前第2四半期累計期間(自 2020年1月1日 至 2020年6月30日)及び当第2四半期累計期間(自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)

新型コロナウイルス感染症に対する政府・自治体からの各種要請等を踏まえ、店舗の休業を実施いたしました。

当該休業期間中に発生した人件費を店舗休止損失として、特別損失に計上しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、下記のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年6月30日)	当第2四半期累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)
現金及び預金	11,317,725千円	11,837,331千円
預入期間3か月超の定期預金	1,050,458	1,050,539
現金及び現金同等物	10,267,267	10,786,792

(株主資本等関係)

前第2四半期累計期間(自 2020年1月1日 至 2020年6月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年1月15日 取締役会	普通株式	180,936	12	2019年12月31日	2020年2月27日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

当第2四半期累計期間(自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年1月15日 取締役会	普通株式	150,779	10	2020年12月31日	2021年2月26日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年7月15日 取締役会	普通株式	90,467	6	2021年6月30日	2021年9月2日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期累計期間(自 2020年1月1日 至 2020年6月30日)及び当第2四半期累計期間(自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)

当社は、飲食事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年6月30日)	当第2四半期累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失()	57円46銭	27円11銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益又は四半期純損失()(千円)	866,318	408,714
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失()(千円)	866,318	408,714
普通株式の期中平均株式数(株)	15,078,071	15,077,989
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	-	27円04銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	36,904
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 前第2四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

中間配当に関する事項

2021年7月15日開催の取締役会において、当期中間配当につき、次のとおり決議いたしました。

中間配当による配当金の総額 90,467千円

1株当たりの金額 6円00銭

支払請求の効力発生日及び支払開始日 2021年9月2日

(注) 2021年6月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年7月26日

株式会社ブロンコピリー

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山田 昌紀 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中野 孝哉 印
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ブロンコピリーの2021年1月1日から2021年12月31日までの第40期事業年度の第2四半期会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第2四半期累計期間（2021年1月1日から2021年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ブロンコピリーの2021年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 X B R L データは四半期レビューの対象には含まれておりません。